

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 落内科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市銅座町3番24号
- (3) 設立認可年月日 平成4年9月24日
- (4) 設立登記年月日 平成4年10月1日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	落 義男	医師
理 事	落 政美	
同	落 淳子	
同	落 信子	
監 事	落 泰明	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	落内科医院	4210162816	長崎県長崎市銅座町 3番24号	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年9月24日 令和7年度決算の決定

- (3) その他

様式 3 - 2

法人名 医療法人 落内科医院
所在地 長崎県長崎市銅座町3番24号

※医療法人整理番号 一人252

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 7 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	17,472	I 流 動 負 債	4,590
II 固 定 資 産	24,342	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	3,375	負 債 合 計	4,590
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	20,967	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	27,224
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	37,224
資 産 合 計	41,814	負債・純資産合計	41,814

様式4-2

法人名 医療法人 落内科医院

※医療法人整理番号 一人252

所在地 長崎県長崎市銅座町3番24号

損 益 計 算 書

(自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	68,712
2 事業費用	72,148
本来業務事業損失	3,436
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,436
II 事業外収益	533
III 事業外費用	0
経常損失	2,903
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失等	2,903
法人税	74
当期純損失	2,977

様式2

法人名 医療法人 落内科医院

※医療法人整理番号 一人252

所在地 長崎県長崎市銅座町3番24号

財 産 目 録

(令和 7 年 7 月 31 日現在)

1. 資 産 額	41,814 千円
2. 負 債 額	4,590 千円
3. 純 資 産 額	37,224 千円

(内 訳)

(単位: 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,472
B 固 定 資 産	24,342
C 資 産 合 計 (A + B)	41,814
D 負 債 合 計	4,590
E 純 資 産 (C - D)	37,224

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 落内科医院
理事長 落 義男 殿

私は、医療法人落内科医院の令和7会計年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年9月12日

医療法人 落内科医院

監事 落 泰明